

広告

後期高齢者医療制度からのお知らせ

1 保険料率が変わります

平成22・23年度の保険料率は以下の通りです。22年度の保険料額は、6月下旬に通知書でお知らせします。

$$\text{保険料額} = \text{均等割額}(44,192\text{円}) + \text{所得割額}\{(\text{前年の所得額} - 33\text{万円}) \times 10.28\%\}$$

2 以下の場合には保険料を軽減します

■均等割が軽減
下表の通り。

世帯主と世帯内の被保険者全員の所得	軽減割合	22年度均等割額
33万円かつ被保険者全員が年金収入80万円以下で他の所得なし	9割	4,400円
33万円	8.5割	6,628円
33万円+(24万5千円×世帯主以外の被保険者数)	5割	22,096円
33万円+(35万円×世帯の被保険者数)	2割	35,353円

■所得割が軽減
被保険者個人の所得が下記に該当すれば5割軽減。
(前年の所得額 - 33万円) = 58万円以下

■均等割・所得割が軽減
制度加入時に被用者保険の被扶養者であった場合、所得割がかからず、均等割は9割軽減。

【詳細】区役所(1㉟)の保険年金課

されます。該当する方はお住まいの区の区役所保険年金課で手続きをしてください。
△高額療養費の変更▽
診療科が複数ある医療機関(旧総合病院)では、診療科ごとに高額療養費を計算していましたが、4月からは、歯科を除くすべての科を合算して計算します。

【詳細】区役所(1㉟)の保険年金課
△国民年金
△保険料が変わります▽
4月から保険料が、月額1万4千660円から、1万5千100円になります。納付書は、日本年金機構から送付します。
△届け出を忘れずに▽

△固定資産(土地・家屋・償却資産)をお持ちの方へ▽
22年度分の納税通知書を4月中旬に送付します。届かな



国民健康保険料は納期限内に納めましょう

納め忘れはありませんか?

今月は滞納整理特別強化月間です
納付が困難な方は区役所の保険年金課にご相談を

次のような場合は、お住まいの区の区役所年金係へ届け出が必要です。①20歳になつたとき(厚生年金・共済組合加入者を除く)②厚生年金・共済組合の加入者でなくなつたとき(被扶養配偶者も同様)③厚生年金・共済組合の加入者の被扶養配偶者でなくなつたとき(収入増・離婚など)。
【詳細】区役所(1㉟)の保険年金課

4月30日(金)は固定資産税・都市計画税(第1期分)の納期限です

市税の納付には安心・便利な口座振替をご利用ください
納税に関するご相談は区役所納税課へ

い方や内容に不明な点がある方は、お問い合わせください。
【詳細】区役所(1㉟)の課税課
△インターネット公売▽
内差し押さえた動産、自動車、不動産を売却。
申込期間 4月13日(火)午後1時～26日(月)午後11時。
公売期間 ①動産、自動車(せり売り) 5月7日(金)午後1時～9日(日)午後11時、②不動産(入札) 5月7日(金)午後1時～14日(金)午後1時。
【詳細】納税指導課(ネット公売専用) ☎(21)2265、HP
△22年度所得証明の交付▽
22年度の市・道民税証明書(所得証明)は、5月17日(月)から交付予定です。普通徴収の方は、6月10日(木)までは所得

額のみの証明となります。
【詳細】区役所(1㉟)の納税課
ビジネス

21・22年度競争入札参加資格審査の追加申請受け付け
電子申請で受け付けます。
☎ 4月1日(木)～9月30日(木)。
【詳細】契約管理課 ☎(21)2152、HP
仕事に関する相談の時間が変わります
就業サポートセンター(北区北24西5サンプラザ内)相談コーナーの相談時間を4月1日(木)から変更します。
内日 仕事の悩み相談室 月・火・木曜、労働問題や社会保険に関する相談 水・金曜。
【詳細】市コールセンター ☎(22)4894